

# 新成人のみなさん おめでとうございます

## ▼国民年金の加入は

20歳から

20歳になったら厚生年金や共済組合などに加入していない人は、国民年金の加入届け(国民年金資格取得届の提出)をしてください。

## ▼国民年金(基礎年金)には

3つのメリット

①老後を支えます

老齢基礎年金

②病気やけがで障害の状態になったときに支えます

障害基礎年金

③加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます

遺族基礎年金



## ▼保険料納付は

便利な口座振替を!!

口座振替にすると、指定した口座から自動的に引き落とされますので、金融機関の窓口まで納めに行く手間がかからず大変便利です。また、納め忘れも防げます。口座振替手続きは、金融機関窓口で納付書と預金通帳、通帳の届出印をご持参のうえ、手続きをしてください。

※また、平成29年2月中に口座振替を申し込めば国民年金保険料の2年前納が可能になります。(支払保険料が多少割引となります)

## ▼保険料を

納められないとき

申請免除制度・若年者納付猶予・学生納付特例制度があります。本人の届け出後、審査により決定されますので、必ず所得の申告をしてください。

手続きをせず保険料を未納のままにすると、将来年金を受給できなくなる場合があります。

## ▼世代と世代の支え合い

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

## ▼国民年金基金

老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。詳しくは、国民年金基金(☎フリーダイヤル0120・65・4192)まで。

その他、手続等について詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)または、年金事務所(☎0739・24・0432)まで。

# 野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となつていきます。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



# 臨時給付金のお知らせ

平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、所得の低い人の家計への影響を緩和するため、臨時福祉給付金を支給します。  
また、賃金引上げの恩恵が及びにくい障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

## ○臨時福祉給付金

対象者

平成28年1月1日現在で、日高町の住民基本台帳に登録されている人(外国籍の中長期在留者等の人を含む)で、平成28年度分の町民税(均等割)が課税されていない人(課税されている人に扶養されている場合や生活保護を受給している場合などは対象外)

支給額  
1人につき**3千円**



## ○障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金の平成28年5月分を受給している人(年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給した人を除く)

支給額  
1人につき**3万円**

## ○申請方法

- ・申請先  
住民福祉課
- ・申請期間

平成28年10月1日(土)

～平成29年1月4日(水)

## ・必要書類

■本人確認書類(運転免許証、パスポートの写し、健康保険証や年金証書など顔写真がついていないものは、官公署から発行されているものが二点必要です)

■口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人「カナ」がわかる通帳やキャッシュカードの写し)

■年金額改定通知書・年金証書など(平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方のみ)

※支給対象者と思われる人に申請書および案内文(お知らせ)を9月下旬に送付しておりますので、内容を確認のうえ申請してください。  
詳しくは住民福祉課(☎63・3800)まで。

3800)まで。

■臨時給付金制度の概要については「厚生労働省専用ダイヤル」(☎0570・037・192)まで。平日の9時から18時まで(土・日曜日、祝日は除く)

## ご用心

「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取の発生が予測されます。ご注意ください。

お心当たりのある方は、役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)までご連絡ください。



## 配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に、基準日(平成28年1月1日)時点で日高町へ住民票を移せないまま居住されている方は、事前に申出が必要です。

また、申出には一定の要件が必要ですので、詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。